

横 手 市 農 業 委 員 会

令和 7 年度 第 2 回

農業委員会総会議事録

令和 7 年 5 月 15 日

令和7年度 第2回横手市農業委員会総会議事録

令和7年5月15日午前10時00分より下記案件審議につき、横手市農業委員会総会を浅舞地区交流センターに招集する。

記

1. 議事録署名委員の指名について
2. 議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請について
3. 議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請について
4. 議案第7号 農用地利用集積等促進計画（案）の審議について
5. 議案第8号 地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）の変更に伴う意見
聴取について
6. 議案第9号 令和7年度農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見書
等（案）について
7. 報告第3号 農地の転用事実に関する調査結果について

当日の出席委員

議席No.	委 員 氏 名	出欠	議席No.	委 員 氏 名	出欠
1	佐 藤 保	出	1 3	高 田 恵律子	出
2	佐々木 由紀子	出	1 4	近 江 清 廣	出
3	佐 藤 省 美	出	1 5	高 橋 馨	出
4	石 山 俊 彦	出	1 6	佐 藤 吉 治	出
5		欠	1 7	高 橋 尚 也	出
6	千 葉 肇	出	1 8	小松田 英 人	出
7	佐 藤 仁	出	1 9		欠
8		欠	2 0	丹 波 賢太郎	出
9	佐 藤 勇	出	2 1	武 藤 吉 喜	出
1 0	小笠原 夏 子	出	2 2	木 村 由美子	出
1 1	新 山 武	出	2 3	堀 江 一 彦	出
1 2		欠	2 4	飯 野 正 和	出

当日の欠席委員

5番 佐 々 木 一 誠
8番 高 橋 正 也
12番 千 田 誠 治
19番 高 橋 康 弘

農業委員会事務局職員

農業委員会事務局	事務局長	岩 瀬 司
	局長代理兼農地振興係長	伊 藤 俊 一
	総務係長	佐々木 真
	総務係主査	佐 藤 絹 子
	農地振興係主査	佐 藤 亨
	農地振興係主査	柴 田 正 之
	専門員	塩 田 正 秋
増田地域局	農委事務局主任	佐 藤 大 斗
平鹿地域局	農委事務局専門員	武 田 和 典
雄物川地域局	農委事務局参事	土 田 勉
大森地域局	農委事務局主査	高 田 真 紀 子
	農委事務局主事	堀 江 つ く し
十文字地域局	農委事務局主査	原 か お る
山内地域局	農委事務局副主査	土 田 学
大雄地域局	農委事務局主事	佐々木 愛 果

議長	本日の出席者数は 20 名であります。 農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項に規定する定足数に達しておりますので、ただ今から第 2 回横手市農業委員会総会を開会いたします。
議長	日程 1、「議事録署名委員の指名について」本件につきましては、「横手市農業委員会総会会議規則」第 23 条第 2 項の規定に定める議事録署名委員について、慣例により当職より指名することにご異議ございませんか。 (「異議なし」の声あり)
議長	ご異議がないようですので、当職より 3 番 佐藤 省美 委員 6 番 千葉 肇 委員 の両名を指名いたします。
議長	日程 2、「議案第 5 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」を上程いたします。
議長	はじめに、議事参与の制限の案件により議長を堀江会長職務代理者と交代します。暫時休憩します。 (暫時休憩)
議長（職代）	会議を再開します。 「1 番」は、議席番号 24 番 飯野正和委員の自己の案件となっておりますので、「農業委員会等に関する法律」第 31 条の規定に基づく、「議事参与の制限」により、本案件の議事開始から終了まで退席をお願いします。 (議席番号 24 番 飯野正和委員 一時退席)
議長（職代） 事務局	「1 番」について、事務局の説明を求めます。 それでは、説明いたします。議案書 2 ページをご覧ください。 「1 番」は、平鹿地域局管内からの申請です。借受により経営規模の拡大をするものです。以上、配付しております別紙資料「農地法第 3 条調査書」の受付番号 1 番に記載されておりますとおり、農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないことから、許可要件のすべてを満たしていると考えます。説明は以上です。
議長（職代）	事務局の説明が終わりました。 これより、現地調査されました委員から、補足等ありましたら、ご説明をお願いします。 (特になし)

議長（職代）	それでは、この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。 （質問、意見等なし）
議長（職代）	ご質問がないようですので、お諮りします。「1 番」について、許可することに賛成の方は、挙手願います。 （全員挙手）
議長（職代）	全員賛成ですので、「1 番」については、許可することに決定いたします。 退席委員の入場を認めます。 （議席番号 24 番 飯野正和委員 着席）
議長（職代）	ここで、議長を会長と交代いたします。暫時休憩します。 （暫時休憩）
議長	休憩前に引き続き、会議を再開します。
議長	次に、「2 番」から「18 番」について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、説明いたします。議事参与の制限の案件を除く案件は「2 番」から「18 番」まで、17 件です。議案書 2 ページをご覧ください。 「2 番」から「5 番」は、横手地域局管内からの申請です。「2 番」は、経営移譲年金受給のため、親子間での使用貸借を再設定するものです。 「3 番」、「4 番」は、買受により経営規模の拡大をするものです。議案書 3 ページをご覧ください。「5 番」は、一部の農地を後継者へ贈与するものです。 「6 番」は、平鹿及び十文字地域局管内にまたがる申請です。相続人がいない農地を、縁者が買受するものです。 「7 番」から「14 番」は、平鹿地域局管内からの申請です。「7 番」は、農地を後継者へ一括贈与するものです。「8 番」は、借受により経営規模の拡大をするものです。議案書 4 ページをご覧ください。「9 番」は、買受により経営規模の拡大をするものです。「10 番」は、農地所有適格法人が、経営規模拡大のため、代表者の父が所有する農地を借受するものです。「11 番」は、相続した農地を近隣耕作者へ贈与するものです。「12 番」は、農業廃止のため、近隣耕作者へ農地を売り渡すものです。議案書 5 ページをご覧ください。「13 番」、「14 番」は、借受により経営規模の拡大をするものです。 「15 番」は、雄物川地域局管内からの申請です。制度改正に伴い、相対利用権設定から農地法第 3 条による賃貸借に切り替えるものです。 「16 番」から「18 番」は、十文字地域局管内からの申請です。「16 番」

	は、これまで賃貸借していた農地を買い受けるものです。議案書 6 ページをご覧ください。「17 番」は、共有となっている農地を、これまで賃貸借していた耕作者へ贈与するものです。「18 番」は、共有となっている農地の持分を、共有者の一人へ贈与し、単独の所有とするものです。「17 番」、「18 番」の詳細については、欄外の共有者一覧も併せてご覧ください。 以上、配付しております別紙資料「農地法第 3 条調査書」の受付番号 2 番から 18 番に記載されておりますとおり、農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないことから、許可要件のすべてを満たしていると考えます。説明は以上です。
議長	事務局の説明が終わりました。これより現地調査をされました委員の皆様から、補足等ありましたらご説明をお願いします。
16 番	私が調査した受付番号 6-2 という農地は、平鹿地域から依頼された農地で調査書に記載されている通り問題はないと判断しました。 その現地に立って平鹿地域が既に調査した農地のすぐ近くで、平鹿地域でその調査に合わせて調査すればすぐに終わるものをわざわざ職員間で依頼をかけて、私との日程調整をして、一つだけの農地について現地に出向くことはずいぶん非効率だと思いました。また、職員もその申請した譲渡人や譲受人と一度も会ってないし話したりもしないのに調査書の作成者となるのは、不合理だと思いました。 このようなケースは調査の効率性、あるいは適否の判断の一元性、そういう観点から縦割り行政のやり方を改めて、受付した地域で行っても、何にも不都合は生じないと思います。 こういうケースについて受付地区が一貫して調査をするということを検討できないかということを事務局で少し考えてもらえないかなとそんなふうに思いました。以上です。
事務局	はい。ご意見ありがとうございます。今後検討いたしたいと思いますが、今お話のありました複数地域にまたがっても隣接しているような場合とかあるいは本当に離れている場合とかもあると思いますので、状況に応じて検討したいと思います。
16 番	そうですね。離れたらそれは依頼をかけてやった方がいいと思います。隣接地というか、地続きの隣が平鹿町です。そこをわざわざそこだけを見るために依頼をかける。その職員も委員もそれから判断するのも非効率です。申請を受け付けた地域で調査しても不都合は生じないです。ぜひお願いします。
議長	ほかに補足等ございませんか。 (特になし)
議長	それでは、この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。

	(質問、意見等なし)
議長	ご質問がないようですので、お諮りいたします。「2 番」から「18 番」について、許可することに賛成の方は、挙手願います。
	(全員挙手)
議長	全員賛成ですので、「2 番」から「18 番」については、許可することに決定いたします。
議長	日程 3、「議案第 6 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。
事務局	議案書 8 ページをお開き下さい。案件は全部で 6 件になります。それでは、ご説明いたします。 「1 番」は、横手地域局管内からの申請です。 農地区分は、農地法施行規則第 44 条第 1 項に規定する「住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている」区域内にある農地との理由から、「第 3 種農地」と判断されます。 事業概要は、申出者は現在、社会福祉事業を行っている法人であり、近年、横手市における放課後児童クラブの利用需要が上昇傾向にあり、待機児童が発生している状況にあることから、申出地の隣接の認定こども園と一体とした児童クラブ及びグラウンドを整備しようとするものです。なお、事業区域は 9 ページ左側の図面のある農地部分と北側の現況地目の宅地部分を合わせての区域となっております。 土地概要は、申請地は、「朝倉地区交流センター」から北西約 1.1 k m、横手市立横手北小学校から東約 200m に位置しており、地目は登記、現況とも「田」となっております。隣接地の状況は、北側・西側・東側は「宅地」、南側は「宅地」及び「田」となっております。また、一体として利用する農地以外の土地がありますが、利用に対し、所有者との同意等を得ております。なお、区域内に送電線があることから地役権が設定されておりますが、東北電力ネットワーク株式会社より利用に際しての条件付きで同意書が提出されております。 資金計画は、全額自己資金で対応するとのことで、残高証明書により確認済みです。 排水計画は、汚水・生活雑排水は公共下水道を利用。雨水排水は近接の農業用水路へ接続放流させる計画です。 被害防除は、建物は平屋であり、防護柵等を設け、隣接している農地には影響のないようにするとのことです。 意見書は、秋田県南旭川水系土地改良区から、差し支えない旨、提出されております。他法令については、都市計画法第 29 条による開発行為については、申請済みで許可予定となっております。 申請地は、「第 3 種農地」であり、「立地基準」及び「一般基準」を満たしていることが書面等により確認できるということから、許可相当に

該当するものと考えます。

現地調査は、5月2日、佐藤省美委員、石山俊彦委員、高橋尚也委員と事務局で実施しております。

次に10ページになります。

「2番」は、横手地域局管内からの申請です。

農地区分は、農地法施行規則第45条第2項に規定し「市役所の支所(条里南庁舎)を中心とする半径約800mの円で囲まれる区域の面積に占める宅地の面積の割合が40%以上となる区域内の農地」であるとの理由から、「第2種農地」と判断されます。

事業概要は、現在、横手市の住宅需要が旧横手市内に集中傾向にあり、利用者の需要に対応すべく、特定建築条件付き売買予定地11区画を計画したものです。

土地概要は、申請地は、市役所条里南庁舎から北約800mに位置しており、地目は登記、現況とも「田」となっております。隣接地の状況は、北側・西側は「市道」、東側は「宅地」として11ページの図面の申請地の東側に集合住宅が建築されております。南側は水路、農道を挟んで「田」となっております。また、一体として利用する農地以外の土地がありますが、利用に対し、所有者との同意を得ております。なお、農地転用許可申請にあたっては「特定建築条件付き売買予定地」ということで、「建築条件付き売買予定地に係る農地転用許可関係事務取扱要領」の要件を満たすものという事項が添えられていることを申し添えます。

資金計画は、全額自己資金で対応するとのことで、残高証明書により確認済みです。

排水計画は、汚水・生活雑排水は公共下水道を利用。雨水排水は近接の市道側溝及び農業用水路へ接続放流させる計画です。

被害防除は、防護柵等を設け、隣接している農地には影響のないようにするとのことです。

意見書は、秋田県南旭川水系土地改良区から、差し支えない旨、提出されております。他法令については、都市計画法第29条による開発行為については、申請済みで許可予定となっております。

申請地は、「第2種農地」であります。特定建築条件付き売買予定地を計画したもので、「第3種農地」を中心に農地を探したが、利便性など条件に合う土地が見つからなかったため、農地であるがやむを得ず選定したものであり、農地法第5条第2項第2号の後段の規定から「申請に係る農地又は採草放牧地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができると認められるとき」に該当しないと判断されること、「立地基準」及び「一般基準」を満たしていることが書面等により確認できるということから、「許可相当」に該当するものと考えます。

現地調査は、5月2日、佐藤省美委員、石山俊彦委員、高橋尚也委員と事務局で実施しております。

「3番」は、横手地域局管内からの申請です。

農地区分は、農地法施行規則第45条第2項に規定し「市役所の支所条

里南庁舎を中心とする半径約 700mの円で囲まれる区域の面積に占める宅地の面積の割合が40%以上となる区域内」の農地であるとの理由から、「第2種農地」と判断されます。

事業概要は、現在の貸店舗が道路拡張計画により駐車場が狭くなること及び店舗自体が狭いため、新たに貸店舗を建築しようとするものです。

土地概要は、申請地は、市役所条里南庁舎から北西約 700mに位置しており、地目は登記、現況とも「田」となっております。隣接地の状況は、北側・西側は「田」、東側は「宅地」、南側は「市道」となっております。

資金計画は、全額自己資金で対応するとのことで、残高証明書により確認済みです。

排水計画は、汚水・生活雑排水は公共下水道を利用。雨水排水は油分離層を設置し、北側水路へ排水させる計画です。

被害防除は、建物は平屋であり、法面保護などを行い、周囲には影響のないようにするとのことです。

意見書は、秋田県南旭川水系土地改良区から、差し支えない旨、提出されております。他法令については、都市計画法第29条による開発行為については、申請済みで許可予定となっております。

申請地は、「第2種農地」であります。現在の貸店舗が道路拡張計画により駐車場が狭くなること及び店舗自体が狭いため、農地であるがやむを得ず選定したものであり、農地法第5条第2項第2号の後段の規定から「申請に係る農地又は採草放牧地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができると認められるとき」に該当しないと判断されること、「立地基準」及び「一般基準」を満たしていることが書面等により確認できるということから、許可相当に該当するものと考えます。

現地調査は、5月2日、佐藤省美委員、石山俊彦委員、高橋尚也委員と事務局で実施しております。

次に12ページになります。

「4番」は、横手地域局管内からの申請です。

農地区分は、農地法施行規則第43条第2号ロに規定する「高速自動車国道その他の自動車のみの交通の用に供する道路の出入口の周囲おおむね300m以内の区域」にある農地であるとの理由から、「第3種農地」と判断されます。

事業概要は、現在、旧動物病院の施設を利用しているが、立地条件が悪く、利用者の利便性にかけ、また、老朽化などから新規に動物病院を建築しようとするものです。

土地概要は、申請地は、横手北スマートインターチェンジから東側に約300mに位置しており、地目は登記、現況とも「田」となっております。隣接地の状況は、北側は「県道」、西側・東側「田」、南側は水路を挟んで「農道」となっております。

資金計画は、全額借入金で対応するとのことで、金融機関からの融資証明書により確認済みです。

排水計画は、汚水・生活雑排水は合併処理浄化槽を設置。雨水排水は

近接の農業用水路へ接続放流させる計画です。

被害防除は、防護柵等を設け、隣接している農地には影響のないようにするとのことです。

意見書は、秋田県南旭川水系土地改良区から、差し支えない旨、提出されております。他法令については、横手市うるおいのあるまちづくり推進要綱による事前協議中で、終了見込みとなっております。

申請地は、「第3種農地」であり、「立地基準」及び「一般基準」を満たしていることが書面等により確認できるということから、許可相当に該当するものと考えます。

現地調査は、5月2日、佐藤省美委員、石山俊彦委員、高橋尚也委員と事務局で実施しております。

「5番」は、平鹿地域局管内からの申請です。

農地区分は、農地法第5条第2項第2号の前段の規定から「他の農地区分に該当しない農地を農地以外のものにするため」の農地で小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、「第2種農地」と判断されます。

事業概要は、隣接地の資材置場が事業拡大により手狭になったため、資材置場を拡張しようとするものです。

土地概要は、申請地は、栄地区交流センターから北西約2.3kmに位置しており、地目は登記、現況とも「田」となっております。隣接地の状況は、北側は「県道」及び「宅地」、東側・西側は「田」、南側は「原野」となっております。また、一体として利用する農地以外の土地がありますが、利用に対し、所有者との同意を得ております。

資金計画は、全額自己資金で対応するとのことで、残高証明書により確認済みです。

排水計画は、汚水・生活雑排水は発生しません。雨水排水は自然流下させる計画です。

被害防除は、法面保護、防護柵などを行い、隣接地へ影響がないようにするとのことです。

意見書は、土地改良区管轄外のため、ありません。他法令については、横手市うるおいのあるまちづくり推進要綱による事前協議中で、終了見込みとなっております。

申請地は、「第2種農地」ではありますが、既存の資材置場を拡張しようとするものであり、農地法第5条第2項第2号の後段の規定から「申請に係る農地又は採草放牧地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができると認められるとき」に該当しないと判断されること、「立地基準」及び「一般基準」を満たしていることが書面等により確認できるということから、許可相当に該当するものと考えます。

現地調査は、4月17日、佐藤勇委員、飯野正和委員、松井覚推進委員、佐藤和仁推進委員と事務局で実施しております。なお、補足として、許可とされた場合には、「資材置場」が建築物の建築等を伴わない恒久転用であるため、「農地法に係る事務処理要領」に規定する「工事の完了の報告があった日から3年間、6か月ごとに事業の実施状況を報告すること」という条件を付けることとしております。

次に 14 ページになります。

「6 番」は、平鹿地域局管内からの申請です。

農地区分は、農地法施行規則第 44 条第 3 号に規定する「都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域」であるとの理由から「第 3 種農地」と判断されます。

事業概要は、現在、夫の実家で両親と同居しているが、世帯分離し、一般住宅を建築しようとするものです。

土地概要は、申請地は、市役所平鹿庁舎から東約 200m に位置しており、地目は登記、現況とも「田」となっております。隣接地の状況は、北側・西側・南側は「宅地」、東側は「県道」となっております。

資金計画は、全額借入金で対応するとのことで、金融機関からの融資証明書により確認済みです。

排水計画は、汚水・生活雑排水は公共下水道を利用。雨水排水は市道側溝へ排水させる計画です。

被害防除は、周囲への影響は無いとのことです。

意見書は、秋田県雄物川筋土地改良区から、「1. 土地改良施設及び周辺農地の利用を阻害するような工事をしないこと。」「2. 排水放流については、関係機関と協議すること。」「3. その他、土地改良事業に支障を生ずる事項については、その都度協議し、必要な措置をとること。」との意見を付して同意する旨、提出されております。他法令に建築基準法による建築確認申請準備中とのことです。

申請地は、「第 3 種農地」であり、「立地基準」及び「一般基準」を満たしていることが書面等により確認できるということから、許可相当に該当するものと考えます。

現地調査は、4 月 17 日、佐藤勇委員、武藤吉喜委員、飯野正和委員、佐藤和仁推進委員と事務局で実施しております。

以上の案件中の対象地については、市の「地域計画」に影響がないことを農業振興課に確認し、「問題ない旨」の回答を得ており、また、「農振除外」及び「農用地区域に含めない現況農用地等の土地」の証明書等が提出されていることを申し添えます。

説明は以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。これより現地調査をされました委員の皆様から、補足等ありましたらご説明をお願いします。

(特になし)

議長

それでは、この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。

1 番

「3 番」の案件ですが、差し支えなければどこから移転するのかお伺いします。

事務局

はい、[] です。[] 向かいの [] の一角の [] が移転する計画です。

1 番	ありがとうございます。質問したのは私農業委員になって1年ですが、このバザール周辺にこのような案件が出るのは3回目だと思います。このような開発は市で進んでやっているのかどうか少し気になり質問したところです。
事務局	はい、この区域は平鹿病院の北側となります。現地は集合住宅や商業施設など結構いろいろ市街地化しているところです。当該地は第2種農地ではありますが、開発できない場所ではございません。ただ条件にもよると思いますけれども、その転用の実績を見てみますと、あの周辺の宅地化は進むのではないかと担当でそのように想定しております。
議長	他にご質問等ございますか。
6 番	「4 番」の動物病院の件についてですが、現在開業しているということで、今やっている場所とこの方だけが獣医師資格を持っているのか、あと多分小動物専門の動物病院だと思いますけれどもたまに大動物専門ということもありますので、その辺のところ詳しく教えてください。
事務局	はい。現在開業しているところは、前の■■■■病院です。この方のほかにどういう方がいるのかはこちらでは把握しておりません。おそらく施設の中にドッグランを設ける計画となっていることから小動物ではないかと推測いたします。
6 番	例えば大動物で緊急に診察が必要となった場合、診察可能かどうかまでは分からないということですか。
事務局	医師の資格の確認まではしておりません。
6 番	はい、わかりました。
議長	他にご質問等ございますか。
	(質問、意見等なし)
議長	ご質問がないようですので、お諮りします。「議案第6号」について、許可することに賛成の方は、挙手願います。
	(全員挙手)
議長	全員賛成ですので、「議案第6号」については、許可することに決定いたします。
議長	日程4、「議案第7号 農用地利用集積等促進計画(案)の審議について」を上程いたします。

議長	はじめに「整理番号 735 番」は、議席番号 17 番 高橋尚也委員の自己の案件となっておりますので、「農業委員会等に関する法律」第 31 条の規定に基づく、「議事参与の制限」により、本案件の議事開始から終了まで退席をお願いします。 (議席番号 17 番 高橋尚也委員 一時退席)
議長	「整理番号 735 番」について、事務局の説明を求めます。
事務局	それではご説明いたします。権利設定になります。 議案書 27 ページの「整理番号 735 番」の 1 件は、農地中間管理事業により農地中間管理機構である秋田県農業公社が促進計画を定め、県への認可申請を行い、令和 7 年 6 月 27 日付の県公告により農家に貸し付ける予定となっております。 なお、本農用地利用集積等促進計画につきましては、配付しております別紙資料「農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項」に規定する要件に該当するものと判断いたします。説明は以上です。
議長	事務局の説明が終わりました。 それでは、この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。 (質問、意見等なし)
議長	ご質問がないようですので、お諮りします。「整理番号 735 番」について、承認することに賛成の方は、挙手願います。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、「整理番号 735 番」については、承認することに決定いたします。 退席委員の入場を認めます。 (議席番号 17 番 高橋尚也委員 着席)
議長	次に、「整理番号 799 番」は、議席番号 21 番 武藤吉喜委員の自己の案件となっておりますので、「農業委員会等に関する法律」第 31 条の規定に基づく、「議事参与の制限」により、本案件の議事開始から終了まで退席をお願いします。 (議席番号 21 番 武藤吉喜委員 一時退席)
議長	それでは、「整理番号 779 番」について、事務局の説明を求めます。
事務局	それではご説明いたします。権利設定になります。

	議案書 31 ページの「整理番号 779 番」の 1 件は、農地中間管理事業により農地中間管理機構である秋田県農業公社が促進計画を定め、県への認可申請を行い、令和 7 年 6 月 27 日付の県公告により農家に貸し付ける予定となっております。 なお、本農用地利用集積等促進計画につきましては、配付しております別紙資料「農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項」に規定する要件に該当するものと判断いたします。説明は以上です。
議長	事務局の説明が終わりました。 それでは、この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。 (質問、意見等なし)
議長	ご質問がないようですので、お諮りします。「整理番号 779 番」について、承認することに賛成の方は、挙手願います。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、「整理番号 779 番」については、承認することに決定いたします。 退席委員の入場を認めます。 (議席番号 21 番 武藤吉喜委員 着席)
議長	次に、「整理番号 783 番」は、議席番号 9 番 佐藤勇委員の自己の案件となっておりますので、「農業委員会等に関する法律」第 31 条の規定に基づく、「議事参与の制限」により、本案件の議事開始から終了まで退席をお願いします。 (議席番号 9 番 佐藤勇委員 一時退席)
議長	それでは、「整理番号 783 番」について、事務局の説明を求めます。
事務局	それではご説明いたします。権利移転になります。議案書 32 ページの「整理番号 783 番」の 1 件は、農地中間管理事業により農地中間管理機構である秋田県農業公社が促進計画を定め、県への認可申請を行い、令和 7 年 6 月 27 日付の県公告により農家に貸し付ける予定となっております。 なお、本農用地利用集積等促進計画につきましては、配付しております別紙資料「農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項」に規定する要件に該当するものと判断いたします。説明は以上です。
議長	事務局の説明が終わりました。 それでは、この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。

	(質問、意見等なし)
議長	ご質問がないようですので、お諮りします。「整理番号 783 番」について、承認することに賛成の方は、挙手願います。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、「整理番号 783 番」については、承認することに決定いたします。 退席委員の入場を認めます。 (議席番号 9 番 佐藤勇委員 着席)
議長	次に、「整理番号 790 番」は、議席番号 22 番 木村由美子委員の同居の親族の案件となっておりますので、「農業委員会等に関する法律」第 31 条の規定に基づく、「議事参与の制限」により、本案件の議事開始から終了まで退席をお願いします。 (議席番号 22 番 木村由美子委員 一時退席)
議長	それでは、「整理番号 790 番」について、事務局の説明を求めます。
事務局	それではご説明いたします。権利移転になります。 議案書 33 ページの「整理番号 790 番」の 1 件は、農地中間管理事業により農地中間管理機構である秋田県農業公社が促進計画を定め、県への認可申請を行い、令和 7 年 6 月 27 日付の県公告により農家に貸し付ける予定となっております。 なお、本農用地利用集積等促進計画につきましては、配付しております別紙資料「農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項」に規定する要件に該当するものと判断いたします。説明は以上です。
議長	事務局の説明が終わりました。 それでは、この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。 (質問、意見等なし)
議長	ご質問がないようですので、お諮りします。「整理番号 790 番」について、承認することに賛成の方は、挙手願います。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、「整理番号 790 番」については、承認することに決定いたします。 退席委員の入場を認めます。

	(議席番号 22 番 木村由美子委員 着席)
議長	次に、議事参与の制限の案件を除く「整理番号 655 番」から「整理番号 789 番」について、事務局の説明を求めます。
事務局	それではご説明いたします。 はじめに所有権移転になります。議案書 18 ページの「整理番号 655 番」から「整理番号 657 番」の 3 件は、令和 7 年 6 月 27 日付の県公告により、秋田県農業公社が出し手農家から農地を買い入れるものとなっております。令和 7 年 7 月総会以降に農家に売り渡す予定となっております。 議案書 18 ページの「整理番号 658 番」から「整理番号 662 番」の 5 件は、令和 7 年 6 月 27 日付の県公告により、秋田県農業公社が出し手農家から買い入れしていた農地を受け手農家に売り渡すものとなっております。 次に権利設定になります。議事参与の制限の案件を除く、議案書 19 ページの「整理番号 663 番」から議案書 31 ページの「整理番号 778 番」の 115 件は、農地中間管理事業により農地中間管理機構である秋田県農業公社が促進計画を定め、県への認可申請を行い、令和 7 年 6 月 27 日付けの県公告により農家に貸し付ける予定となっております。 なお、出し手、受け手のマッチングについては、配付しております議案第 7 号別紙資料「農地中間管理事業貸付・借受予定者一覧」でご確認ください。 続いて権利移転になります。現在の受け手農家から新たな受け手農家へ、賃借料や残存契約期間について、同一条件で利用権を移転するものです。議事参与の制限の案件を除く、議案書 32 ページの「整理番号 780 番」から議案書 33 ページの「整理番号 789 番」の 9 件は、農地中間管理事業により農地中間管理機構である秋田県農業公社が促進計画を定め、県への認可申請を行い、令和 7 年 6 月 27 日付の県公告により農家に貸し付ける予定となっております。 本農用地利用集積等促進計画につきましては、配付しております別紙資料「農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項」に規定する要件に該当するものと判断いたします。説明は以上です。
議長	事務局の説明が終わりました。この件に関しまして、皆様からご質問等ございませんか。
7 番	32 ページと 33 ページの残存期間の下括弧書きの氏名は所有者名ですか、それとも利用権を設定している方か、どちらの氏名となりますか。
事務局	こちらの名前は所有者の方になります。
7 番	分かりました。
議長	他にご質問等ございませんか。

	(質問、意見なし)
議長	ご質問がないようですので、お諮りいたします。議事参与の制限の案件を除く「整理番号 655 番」から「整理番号 789 番」について、承認することに賛成の方は挙手願います。
	(全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議事参与の制限の案件を除く「整理番号 655 番」から「整理番号 789 番」については、承認することにいたします。
議長	以上をもって、「議案第 7 号」については、「異議ないものと認める。」との意見を付して、横手市長に答申することに決定いたします。
議長	暫時休憩します。
	(暫時休憩)
	【横手市農業振興課職員入場、着席】
議長	休憩前に引き続き、会議を再開します
議長	日程 5、「議案第 8 号 地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）の変更に伴う意見聴取について」を上程いたします。
議長	本件につきましては、横手市農業振興課から説明をお願いします。
農業振興課	議案第 8 号の概要についてご説明いたします。座って説明させていただきます。事前に配付しております「議案第 8 号別紙」地域計画の変更に伴う意見聴取についてご説明いたします。 今回の意見を伺う地域計画は、令和 5 年度から 6 年度に策定を進め、令和 7 年 3 月 17 日に決定公告をしたものでありますが、地域計画区域からの農用地除外に伴う変更を行うため、意見を伺うものであります。地域計画策定後初めての変更となりますのでよろしくお願いします。 案件の説明の前に、別添地域計画変更マニュアルに基づき、変更手続きの流れと内容について説明いたします。別添地域計画のマニュアルをご覧くださいと思います。 マニュアルの 1 ページ目をご覧ください。地域計画については、PDCA サイクルを通じて進捗状況を確認しながら推進することになっております。地域計画は作りましたがその後も地域での話し合いを進めながら実行していくということです。地域計画の実行から整理・検証・協議の場を開催し、より実効性の高い 10 年後を見据えた計画の見直し変更を今後とも進める必要があります。皆様には当初の地域計画策定時にも事前に説明している通り、3 月に作成した地域計画の目標地図については、必ずしも農業者による十分な話し合いができておらず、将来の集積・集約

化を具体的に示した完成度の高い計画とはなっていないという状況です。このため、7 年度以降も地域の協議の場を開催して、地域農業の方向性や農地の集約・集積等を協議していただきたいと考えております。これに合わせて農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様から直接農家の意向を確認した結果を加味しながら、7 年度においても、国が求めている地域計画目標地図としてブラッシュアップを進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

本日の総会に諮問した意見聴取は、マニュアル 1 ページ目の一連の流れの計画などの変更案の説明実施、関係機関による意見聴取というところ計画変更の P（作成）の欄の左から二つ目の方が今回の意見聴取を行っているこの手続きの段階です。本来であれば左側の方見てもらえばわかる通り、地域ごとに協議の場を開催した上で行うものでありますが、マニュアルの 2 ページをご覧ください。変更内容に応じて簡単な方法で協議することも可能なので、書面やホームページで一定期間の意見募集を行い、その結果を公表する方法によることができるとされております。2 ページ目の下の右側の囲みのところです。簡単に言うと、なかなか地域での協議の場を変更があったときにその都度開催することは、農繁期であったり農家の方々も忙しい日もあるので、その簡易な方法でやることもできるということを国でお示ししております。ということで、必ずしも協議の場での協議でなくても手続きを進めることができることとなっております。市では農振農用地からの除外や農地転用の案件など、地域計画区域内の農用地から除外する際は、市のホームページの掲載により意見募集を行う簡易な開催方法により地域計画の変更を行いたいというふうに考えております。

マニュアルの 4 ページをご覧ください。この 4 ページの一番下の囲みのところをご覧くださいと思います。地域計画の変更の内容が記載されております。一番下の農業外の利用の欄のところの右側を見ていただきますと、農振除外や農地転用許可手続き前に地域計画を変更することが必要だというふうに書いております。このため今日の総会に諮問して、農振農用地区域からの除外 8 件、農地転用申請 1 件の 9 件の案件を伺うものであります。

マニュアルの 2 ページ目に戻っていただきまして、先ほど説明した通り、地域計画の変更については一定の手続きが必要です。今日の意見聴取まで実施した内容を説明いたします。簡易な方法で行っておりますが、市のホームページでの意見募集を 4 月 23 日から 5 月 6 日まで行っております。特に意見募集に対し意見は出されておりました。その後、意見募集結果の公表を市のホームページにより 5 月 7 日に行っております。JA や土地改良区などの関係機関に対する意見聴取については、今日の農業委員会総会での意見聴取と同様に関係機関に 5 月 7 日にお願いしております。このような流れで地域計画を変更することになっておりますのでご了解いただきたいと思います。と思っています。

それでは、早速具体的な内容を議案第 8 号別紙により説明したいと思います。

「1 番」は、地域計画変更により地域計画区域から除外する農用地等について、①農振農用地区域除外案件です。

No. 1、十文字町[]の面積 150 m²で農振農用地区域からの除外のため地域計画区域から除外するものです。先ほど言った通り、事前に地域計画から除外しないといけいないので、今回除外を行うものです。当該農地は、国道に面した農地で農用地の外縁部で農地の立地条件から判断して、農用地の効率的かつ総合的な農業上の利用への影響はないというふうに判断している他、地域計画の達成にも特に影響がないと判断しております。この資料の目標地図と航空写真をご覧いただきたいと思います。No. 1 の航空写真と目標地図です。この農地は国道に面する土地で道路のちょうど挟まったところであります。150 m²にしては除外のところがだいぶ大きく黒塗りされております。これは 150 m²以外のところは、令和 6 年 8 月に転用許可申請された隣接する農地でございます。同一の転用開発事業でございますので、今回一緒に色塗して除外させていただきます。

続いて No. 2、大屋新町[]の面積 952 m²は、一般住宅建設のための農振除外案件です。集落に接した農用地の外縁部であるとともに栄東部の基盤整備事業の区域外であります。地域計画には影響ないと判断されます。

No. 3、平鹿町[]の 10 筆面積 9,545 m²は、隣接する事業用地とするために農振除外する案件です。事業所に隣接する土地で農地の外縁部で地域計画には影響なく問題ないと判断しております。

No. 4、上境[]の面積 806 m²です。一般住宅建設用地とするために農振除外する案件です。集落に隣接する農地で、地域計画に特に影響ないというふうに判断されます。

No. 5、睦成[]の面積 555 m²です。隣接する事業所の事業用地とするための農振除外です。これも航空写真、目標地図から判断しても事業所に隣接する土地ですので特に影響はないと判断しております。

No. 6、増田町[]の面積 2,050 m²です。事業所の事業用地とするための農振除外です。県道と集落に隣接する農地で、これも地域計画に特に影響がないと判断されます。

No. 7、十文字町[]の 5 筆面積 2,616 m²です。認定こども園の施設用地とするために、農振農用地から除外するものであります。施設用地に隣接する農地で地域計画には影響はないと判断しております。

No. 8、平鹿町[]の 4 筆 929 m²は畜産施設の事業用地とするために、農振除外する案件です。畜産施設用地に隣接する農地で地域計画に影響はないというふうに判断され除外できると考えております

No. 9、これは農地転用申請の案件です。すでに農振から除外されております。

大屋新町[]の 2 筆の 940 m²は、一般住宅建設のための農地転用案件です。当該農地は農振農用地区域外の農地で国道や住宅地に隣接した農地であり、地域計画には特に問題ないと判断しております。

2 番の地域計画変更による地域計画の農業を担う者に追加掲載する者について、No. 1、変更する地域は増田地域で、追加掲載する者は[]さんです。現状で 10.9 ヘクタールの大規模経営農家で、規模拡大を志向

する農業者として今回追加掲載するものです。当初の地域計画に掲載されていなかった理由は、アンケートに回答してくれなかったために担う者から掲載漏れとなりました。ただ規模が大きく、認定農業者であり人・農地プランの中心経営体の農業者であったために、地域計画の農業を担う者に追加したところです。事前の計画策定時に漏れたという状況です。今回新たに追加したいと考えております。案件の説明は以上です。

資料には特にありませんが、今後の地域計画の変更手続きについて説明します。

今日の意見聴取後に地域計画変更（案）を2週間公告縦覧します。特に異議の申し立てがなければ、2週間後の6月2日以降に決定公告を行い、地域計画の変更が完了になるということです。従って、No.1からNo.8、農振農用地区域の除外案件については、6月の農業委員会の総会に除外案件として諮られることになります。No.9の農地転用申請案件についても、同じく6月の農業委員会の総会に転用案件としてあげられる予定です。

地域計画の変更に当たっては、あくまで農用地の効率的かつ総合的な農業上の利用の影響や地域計画の達成に支障がないかどうかを判断し、一定の手続きを経て除外変更するものです。従って、農振農用地区域の除外や農地転用許可の要件上の判断は、地域計画の変更手続きの際では行っておりませんので、ご了承をお願いします。仮に農地転用の関係で農業委員会の総会で不許可になった場合には、再度、地域計画区域内の農地として取り扱うことになります。

最後になりますが、地域計画の変更内容については、地域の話し合いをもとに地域計画の本体の見直しと集積・集約化を示した目標地図のブラッシュアップを引き続き進めていく必要があります。そのためには、農業委員会との連携を強化して、地域での協議の場の開催方法や意向の確認方法、サポートシステムを活用した目標地図の作成方法などを一体的に進めていきたいと思えます。先ほども言った通り、地域計画はまだ不十分なものでありますので、見直し変更を一体的に進めてまいりたいと思えます。今後とも農業委員会の皆様のご指導とご協力をよろしくお願いします。以上で説明を終わります。

議長

農業振興課の説明が終わりました。この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。

16 番

昨年度末、駆け込みで公告したので、おっしゃった通り地域計画は不十分ということで、だからこそこれから精査していくのだと思えます。全ての案件について説明の通り、地域計画に影響がないという話を聞くと、地域計画に影響がある農地は少ないというふうな感じに聞こえます。当然、協議の場で地域計画を変更する、更新するにあたって精査していくわけですが、農振農用地であっても、仮に転用とか、或いは所有者の変更とか集団性あるいは効率性という観点からちょっと欠けるようなところも含まれているようにも聞こえます。

今後その協議あるいは更新するにあたって、そういう観点でも見ていく必要があると思いますがどうでしょうか。

農業振興課	今回除外できると判断したのは、まだ不十分な地域計画ではありますが、農地の立地条件などを加味してこの場所であれば特に問題ないと判断しております。先ほど委員がおっしゃった通り地域の協議の場で協議するのが本来のやり方ですので、今後、地域の協議の場を開催するときに、農振除外や転用見込みの視点でも十分に協議を進めていきたいと思っています。 今回、地域計画区域から除外しないと、農振除外の手続き、農地転用の手続きが一切進まないわけです。このこともあり地域計画の区域の農地から除外することが必要と考えております。 この後、そういう視点を踏まえて地域の協議の場で話し合っていきたいと思っておりますので、ご理解をよろしくお願いしたいと思います。
16 番	転用の手続きは、おっしゃったように地域計画或いは農振の除外要件として地域計画も一つの要件として入ったわけです。手続き的には分かりますが、今後その協議の場で、おっしゃったように、今のような観点も踏まえてやっていくべきではないかということです。 それから最適活動を行う農業委員だけではなく、この業務を主体的に行う最適化推進委員にも上手にご指導をお願いしたいと思います。
議長	ほかにご質問等ありませんか。
6 番	この件は農振除外が中心となっていますが、地域計画の中で昨年まで13ha 営農していた農家の奥さんが突然亡くなって、全部耕作できないという状況になっています。その土地は他市町村と隣接しています。今地域計画は行政区の縦割りの中で協議していますが、できれば行政区を超えて他市町村の法人等には地域計画の話し合いに入ってもらいたいというのがあります。縦割りの中で地域計画を協議するのはこれから大きな問題になるのではないかと思います。地域を超えた話し合いが必要だと思いましたが、そういうお考えがあるかお聞きしたいと思います。
農業振興課	地域計画の作成は農地をもとに考えますので、これから協議の場を行う際は、例えば隣接する他市町村の法人が入ってきているといえ、その法人も協議の場に呼ぶような方法を考えたいと思っています。そこがどこまでできるかわかりませんが、今後、いろんな市外の法人が耕作のために入ってきたり、また市内の法人が市外にでて耕作しなければならなかったりすることもあると思いますので、地域での話し合い際に、市外の法人への集積についても協議していきたいと思っています。
6 番	そのようにしないと、法人がない地域は他の協力ができない状態ですので、ぜひそういう垣根を越えた協議の場を設けていただきたいと思っています。
議長	他に皆様の方からご質問等ございませんか。

議長	一つ私の方からよろしいですか。追加で記載された方がおられたという形だったのですが、これからこのようなケースが多分出てくるかと思っています。 当初に記載されなかった方が今回のように追加で記載される場合は、1年遅れで効力が発生するという当初のお話しだったのですが、その点については、今のところどういう考え方で進められるのでしょうか。
農業振興課	先ほどの説明が不足しておりましたので、マニュアルの4ページ目ご覧ください。上の囲みで農業上の利用、事後の変更可と書いておりますが、農業を担う者、新たに担い手や参入企業など地域計画に位置づける者は、事後の変更でも可です。ただ、今回急遽載せたのは、この方が補助事業の関係で、地域計画で農業を担う者になってなければ、採択されないということで急遽載せていただきました。基本的には地域での話を基に、この人は地域の担い手であり載っていないので載せてくださいというのが本筋だと思いますがご了承願います。 それから、準備金の積み立て者も同じように、地域計画の農業を担う者として掲載されることが必要です。このように、随時載せていかなければ制度の対象にならなかつたり、補助事業の対象にならなかつたりする恐れがありますので柔軟に対応したいと思っています。
議長	はい、ありがとうございます。
議長	他に皆様の方からご質問等ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	ご質問がないようですので、お諮りします。「議案第8号」について、承認することに賛成の方は、挙手願います。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、「議案第8号」については、「異議ないものと認める。」との意見を付して、横手市長に答申することに決定いたします。
議長	暫時休憩します。 (暫時休憩)
議長	【横手市農業振興課職員入場、退場】
議長	休憩前に引き続き、会議を再開します。
議長	日程6、「議案第9号 令和7年度農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見書等（案）について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。

それでは、「議案第9号 令和7年度 農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見書等（案）」について説明いたします。議題の名称間違いにつきまして、改めて、大変申し訳ありませんでした。

本「意見書」等につきましては、昨年9月より、各地域課を通じて意見集約し、以後、運営委員会で検討してまいりました。当初、昨年11月ごろをめどに市長へ提出する予定でありましたが、予算を伴う「意見書」の趣旨から、改めて令和8年度予算編成に向けての意見書提出としたことにより、本日、議案として上程しご審議いただくこととなりました。

それでは、「議案第9号別紙」をご覧ください。はじめに、本意見書等の提出にあたり、農業委員会等に関する法律第38条の規定に基づき、農地等利用最適化推進に関する施策としての「意見書」と農業振興の改善に関する「要望書」の2つを、意見書等として市長へ提出し、各意見について、検討し、その経緯と結果について説明、回答をお願いしようとするものです。

1枚めくっていただいて、1ページ目をご覧ください。こちらは、「意見書」の内容となります。大番号1 遊休農地の発生防止・解消に関することについては、全部で3点掲げております。(1)の農地パトロールによる耕作放棄地情報の共有と支援体制の構築について、農地の利用状況調査は、これまで農業委員会のみ体制により推進してきたが、国が進める食料安保に向けた農地フル活用の観点から、今後は、国の通知に基づき市の関係部局等の協力が得られるよう調査体制の改善に配慮をお願いするものです。

(2)の多面的機能支払いの上乗せ措置による保全管理について、農業委員会には遊休農地の発生防止・解消のためのあっせんや勧告権が付与されているが、機構等を通じた借受け困難な条件不利農地においては効果がなく、放任された農地などは豪雨災害を増長する要因となったり、樹園地や畑では病害虫が発生したり、隣接する優良な農地の営農に支障が生じても実効的な対処方策は農業委員会にはない。また、市では畑地や樹園地を多面的機能支払交付金活動の対象とする組織は少なく、水田以外の農地の遊休化への抑制効果は薄い状況で、さらに、農地以外の土地の不適切な管理により優良な農地の営農に支障が生じたとしても農業委員会では関与できない状況である。これらの土地に隣接する農地で営農する法人や農業者は、所有者に代わって小用排水路の泥上げや草刈り、病害虫に感染した樹木の伐採等の対処をせざるを得ない状況となっていることから、遊休農地については畑地や樹園地も含めて多面的機能支払交付金活動に取り組む働きかけやその働きかけが促進されるよう令和8年度に向けて同交付金の保全管理に市単独予算の上乗せ措置を講じること。非農地については適切な管理に向けた実効的な対処方策に取り組むよう検討をお願いするものです。

2ページをご覧ください。(3)の鳥獣被害防止対策の強化について、市では、「獣害防止対策事業」による電気柵設置費用への助成など有害鳥獣被害対策を実施しているが、特に中山間地域においてはイノシシなどの野生動物による被害の発生が顕著となっていることから、市単独予算の電気柵設置や誘引木伐採補助などの予算を大幅に拡充するとともに、効

率的な捕獲に向けた最新技術の導入や地域住民及び農業関係団体を巻き込んだ人材育成を進めるための野生動物対策を専門に行う部署を早急に設置するようお願いするものです。

次に、大番号 2 担い手への農地利用の集積・集約化に関することについては、1 点掲げております。

(1)地域計画の集落説明会に向けた対応方策の事前共有について、昨年度策定した地域計画は、9 つの地区で協議の場に参画し、目標地図の素案作成に努めたところでありましたが、話し合いの場に参加者が少なく活発な意見交換まで至らなかった地区もあり、意向把握やマッチングが殆どできず、また、集積及び集約化までの話し合いができず現況地図に近い目標地図となっていることから、今年度以降に予定している、計画更新に係る集落ごとの話し合いについては、具体的な対応方策等について、農業委員会をはじめとする関係機関と十分に意見交換した上で臨めるようお願いするものです。

次に、3 ページをご覧ください。大番号 3 新規参入の促進に関することについては、2 点掲げております。

(1)新規参入者等への助成制度の整備と拡充について、地域農業を支える次世代の担い手の確保は重要な課題であり、新規就農者や多様な担い手確保に向けた取り組みが必要であることから、就農への新規参入が促進されるよう、これまでの農業機械や施設の導入などに対する本市独自の助成制度の拡充を図るほか、初期投資軽減のため、空き農業施設や中古機械などを継承できる仕組みについて検討をお願いするものです。

(2)農業法人等の雇用の確保に向けた新たな研修制度の創設について、市では、新規就農希望者向けの「よこて農業創生大学校 農業技術研修」は実施しているが、新規の雇用就農者を育成するための研修は不十分と感じている。そのため、研修母体である拠点センターにおいて、常雇いたい農業法人等の雇用や経営状況等を十分に調査・分析した上で、新規雇用就農者を育成するための実践研修（法人等が必要とする技術、経営手法等を取得できる研修）の開設を令和 8 年度の予算確保も併せて検討をお願いするものです。併せて、女性を含めた雇用就農者が活躍できるようその支援もお願いするものです。

4 ページをご覧ください。こちらは、「農業振興の改善に関する要望書」となります。

1 担い手育成のための話し合いや環境づくりについて、意欲のある若い担い手の育成のため、地域課題の解決に向けた話し合いの場や相談窓口などの情報提供を行うとともに、より活発な農業活動が出来る環境づくりをお願いするものです。

2 新規就農者へのフォローアップについて、市では、園芸拠点センターの研修生を含めて毎年数十名の方が新たに就農するなど農業者育成に一定の効果が認められます。新規就農者が安定した営農ができるよう各種支援制度の拡充を図るとともに、安心して農業経営ができるよう関係機関が連携し、各作目において技術継承が円滑に進む仕組みづくりなどフォローアップをお願いするものです。

3 農業法人の支援強化について、本市における農業法人の役割は、農業者の高齢化や食料確保の観点で重要な役割を担っている。また、雇用

	の受け皿となるなど地域活性化に必要不可欠な存在であることから、その法人化に向けた支援を行うとともに、併せて人材育成の取り組みをお願いするものです。ここまでは、意見書等の概要について説明いたしました。 今後の予定といたしましては、本案件をご承認いただいたと仮定して、6月上旬までの間に、市長へ本意見書を提出する「手交式」を行いたいと考えております。 なお、本意見書に対する検討の経緯や結果につきましては、適時、関係部署より説明をいただきながら、委員の皆様へお知らせしてまいりたいと考えております。説明は以上です。
議長	事務局の説明が終わりました。この件に関しまして、皆様からご質問ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	ご質問がないようですので、お諮りします。「議案第9号」について、原案に賛成の方は挙手願います。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、「議案第9号」については、異議ないものと認め、原案のとおり横手市長に提出することに決定いたします。
議長	日程7、「報告第3号 農地の転用事実に関する調査結果について」を上程いたします。事務局の報告を求めます。
事務局	議案書37ページをお開き下さい。報告件数は6件になります。それでは、ご説明いたします。 「1番」は、横手地域局管内です。 照会地は、朝倉地区交流センターから北西約2.6kmに位置しております。隣接地との状況は、照会地において「市道」が対象区域を東西に介在し、照会地一帯が南北に存在している区域で、周囲をほぼ市道、水路及び一部「宅地」となっています。 土地の状況は、申請者が平成20年頃に勤務していた造園会社の資材置き場として利用を開始し、その際、農地転用許可申請を失念してしまったとのことです。現況は土盛りがなされ、砂利、重機等が置いている状況から、農地としての利用は見込めないと判断し、「非農地」としました。 現地調査は、4月11日、佐藤省美委員、石山俊彦委員、高橋馨委員と事務局で実施しております。 調査結果は、4月11日付けで記載のとおり報告しております。 「2番」は、横手地域局管内です。 照会地は、JR横手駅から南約1.6kmに位置しております。隣接地との状況は、北側は「畑」、西側、東側、南側は「山林」となっております。

土地の状況は、申請者の亡き父が昭和 33 年頃にかつて所有している土地へ向かうための通路として使用していたが、申請地を農地とは認識していなかったようだとのことです。現況は長年通路として使用されていたことから、固く踏み固められている状態であり、傾斜地で狭隘な土地である状態から、農地としての利用は見込めないと判断し、「非農地」としました。

現地調査は、4 月 18 日、佐々木由紀子委員、堀江一彦委員、富岡祥吾推進委員と事務局で実施しております。

調査結果は、4 月 18 日付けで記載のとおり報告しております。

「3 番」は、横手地域局管内です。照会地は、境町地区交流センターから北東約 850m に位置しております。隣接地との状況は、北側、東側は「県道」、西側は「宅地」、南側は「田」となっております。

土地の状況は、平成 27 年頃に隣接地に農作業小屋を建築した際、敷地として一緒に舗装してしまったとのことです。現況は隣接地と一緒にアスファルト舗装がなされ、農作業小屋と一緒に使用されている状態から、農地としての利用は見込めないと判断し、「非農地」としました。

現地調査は、4 月 24 日、佐藤省美委員、高橋尚也委員、日野清和推進委員と事務局で実施しております。

調査結果は、4 月 24 日付けで記載のとおり報告しております。

「4 番」は、雄物川地域局管内です。照会地は、雄物川コミュニティセンターから北西約 2.1km に位置しております。隣接地との状況は、北側、東側は「田」、南側、西側は「宅地」となっております。

土地の状況は、申請者の亡き父が昭和 49 年頃に作業小屋を建築し使用していたが農地転用許可が必要であることを失念してしまったようだとのことです。現況は作業小屋がそのまま使用されている状態から、農地としての利用は見込めないと判断し、「非農地」としました。

現地調査は、4 月 18 日、佐藤保委員、小笠原夏子委員、近江清廣委員と事務局で実施しております。

調査結果は、4 月 21 日付けで記載のとおり報告しております。

38 ページになります。「5 番」は、十文字地域局管内です。照会地は、十文字西地区交流センターから東約 500m に位置しております。隣接地との状況は、北側、東側は「市道」、南側、西側は「宅地」となっております。

土地の状況は、申請者の祖父が一般住宅と小屋を建築し、その後建て替えや車庫を建築し現在に至っており、農業委員会の許可が必要だと知らずに行ってしまったとのことです。現在も今ご説明したまま宅地として使用されている状態から、農地としての利用は見込めないと判断し、「非農地」としました。

現地調査は、4 月 23 日、佐々木一誠委員、新山武委員、齊藤龍平推進委員と事務局で実施しております。

調査結果は、4 月 25 日付けで記載のとおり報告しております。

「6 番」は、大雄地域局管内です。照会地は、市役所大雄庁舎から西約 1.8km に位置しております。隣接地との状況は、北側は「市道」、南側、西側、東側は「田」となっております。

土地の状況は、昭和 57 年頃に農地転用許可は必要であることを認識し

ないまま農作業小屋を建築してしまったとのことです。現況は農作業小屋が建てられたままである状態から、農地としての利用は見込めないと判断し、「非農地」としました。

現地調査は、4月3日、小松田英人委員、戸田靖推進委員、小松高義推進委員と事務局で実施しております。

調査結果は、4月4日付けで記載のとおり報告しております。

報告は以上です。

議長

事務局の報告が終わりました。

これより、現地調査をされました委員から、補足等ありましたらご説明をお願いします。

(特になし)

議長

この件に関しまして、皆様からご質問等ございませんか。

(質問、意見等なし)

議長

ご質問がないようですので、「報告第3号」の報告を終わります。

議長

以上をもちまして、第2回総会を閉会します。

ご協力ありがとうございました。

(11時43分) 閉会

上記会議の顛末を記録し、その内容の相違ないことを証するためここに署名する。

横手市農業委員会

令和7年5月15日

議 長 飯 野 正 和 _____

署名委員 佐 藤 省 美 _____

署名委員 千 葉 肇 _____